

小郡市監査委員公表第27号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和7年11月25日

小郡市監査委員	高山晃
小郡市監査委員	後藤理恵

定期監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、定期監査を小郡市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出します。

記

第1 監査の概要

- 1 実施期間 令和7年10月15日から令和7年11月7日まで
- 2 監査対象 教育部 学校教育課
- 3 監査範囲 令和6年度の財務に関する事務及び一般事務
- 4 着眼点 財務に関する事務及び一般事務が、関係法令に則り、適正かつ効率的に行われているかを主眼とした。
また、過去における指摘等のリスクが高いことから、重点項目として、補助金事務が適正に行われているかを点検し、監査を行った。
- 5 監査方法 事前に提出を求めた関係書類等に基づいて照合するとともに、関係職員からの説明を聴取し、必要に応じ実査等を行った。

第2 監査の結果

財務に関する事務及び一般事務は、おおむね適正に執行されていると認められた。

しかしながら、その一部において注意、改善を要する事項が見受けられた。これについては適切な措置を講じるよう要望する。

なお、軽微な事項については、速やかに改善を図り、次回に同様の事項が発生しないよう、監査委員事務局から指導した。

1 監査委員指摘事項（改善が必要であると認められるもの）

（１）補助金交付事務について、適正な事務処理を求めるもの

交付した補助金について、交付先団体での繰越が見受けられた。

事業費補助金については「(事業の全体経費)－(補助事業者の自主財源)」により「(補助金額)」を算出することとされている。また、翌年度へ繰越す経費は補助対象とならないこととされている。審査の上で交付すべき補助金の額を確定し、必要に応じて返還を受けるなど適正な事務処理を行われたい。

（２）補助金交付事務について、適正な事務処理を求めるもの

交付した補助金について、補助対象外経費を補助金の交付対象としていた。

食糧費等は原則として対象経費としないこととされている（ただし、講師の弁当代等は社会通念上疑義を生じない範囲で対象とすることができる）。審査の上で交付すべき補助金の額を確定し、必要に応じて返還を受けるなど適正な事務処理を行われたい。

2 事務局指導事項（監査委員指摘事項に至らない軽微な事項）

（１）文書事務（１件）

- ・文書管理が適正でないもの

（２）旅費支出事務（１件）

- ・出張命令が適正でないもの

（３）その他支出事務（１件）

- ・支出負担行為として整理する時期が適正でないもの

（４）契約事務（３件）

- ・物品役務の契約に係る必要書類が提出されていないもの
- ・請書の省略手続が適正でないもの
- ・請書に不備があるもの

（５）物品管理事務（１件）

- ・公用車の使用手続が適正でないもの

監査委員指摘事項、事務局指導事項については、以上のとおりである。監査委員指摘事項について必要な措置を講じたときは、その旨通知されたい。

今後とも事務の執行等に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な執行に努められたい。